

飯塚市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

新			旧		
<p>(幹事会)</p> <p>第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、令和 年 月 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p>第12条関係 幹事会の構成員について</p> <p><u>幹事会は、会長、副会長及び下表に示す委員で構成する。</u></p> <p><u>なお、下表に示す委員は、会長又は副会長を兼任できるものとする。</u></p>			<p>(幹事会)</p> <p>第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則 略</p> <p>第12条関係 幹事会の構成員について</p>		
所属	幹事会委員	備考	所属	幹事会委員	備考
飯塚市	市長の指名する職員	1名	飯塚市	市長の指名する職員	1名
民間事業者関係	西鉄バス筑豊(株)関係者	1名	民間事業者関係	西鉄バス筑豊(株)関係者	1名
	飯塚旅客自動車協同組合関係者	1名		飯塚旅客自動車協同組合関係者	1名
市民代表	まちづくり協議会(飯塚地区)	3名	市民代表	まちづくり協議会(飯塚地区)	3名
	まちづくり協議会(穂波地区)	1名		まちづくり協議会(穂波地区)	1名
	まちづくり協議会(筑穂地区)	1名		まちづくり協議会(筑穂地区)	1名
	まちづくり協議会(庄内地区)	1名		まちづくり協議会(庄内地区)	1名
	まちづくり協議会(穎田地区)	1名		まちづくり協議会(穎田地区)	1名
商業団体関係	飯塚商工会議所関係者	1名	商業団体関係	飯塚商工会議所関係者	1名
	飯塚市商工会関係者	1名		飯塚市商工会関係者	1名
福祉団体関係	飯塚市社会福祉協議会関係者	1名	福祉団体関係	飯塚市社会福祉協議会関係者	1名